

# 公民館で行う人権学習とは 「公民館」ってどんなところ?



公民館は、英語で"KOMINKAN" と呼ばれるように、世界に誇る日本独自の社会教育施設です。公民館は、太平洋戦争の敗戦による混乱と荒廃の中で、郷土復興を掲げ、官と民が一体となってつくり出した社会教育施設です。その核となったのは、地域ぐるみによる「ひとづくり」、「ものづくり」、「まちづくり」の総合的推進でした。

そして、どの市町村にも設置されることとなり、現在、その数 17,947 館 (平成 14 年度文部科学省社会教育調査)。全国の中学校数が約 10,000 校ですから、中学校区に約 2 館の割合で存在していることになります。

このように、公民館は、地域住民に最も身近で、なくてはならない存在となっています。

「公民館 60 年」を迎えようとしている今、設立当初の願いを振り返りながら、 公民館と人権とのかかわりを考えていくことにしましょう。

#### 公民館の目的

## 社会教育法 第5章 公民館

(目的)

第 20 条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

この条文は、公民館の目的を定めたものです。日常生活に密着した総合的な社会教育施設である公民館は、住民の知性、感性、徳性、健康を基底として目的が達せられるべきと述べられています。

この考え方は、公民館誕生の契機となった昭和 21 年 7 月の文部次官 通牒 からも読み取ることができます。

#### 公民館の設置運営について

(昭和21年7月5日発 社第122号 各地方長官宛 文部次官)

#### 1. 公民館の趣旨及び目的

これからの日本に最も大切なことは、すべての国民が豊かな文化教養を身につけ、他人に頼らず自主的に物を考え平和的協力的に行動する習性を養うことである。そして之を基礎として盛んに平和的産業を興し、新しい民主主義に生まれ変わることである。・・・・・・・

#### 2. 公民館運営上の方針

(4) 公民館は、・・(中略)・・お互の<u>人格を尊重し合って</u>自由に討論談義するに<u>自分の意見を率直に表明し、又他人の意見は率直に傾聴する習慣が養われる場所となる様に運営されなければならない。</u>

公民館は、敗戦を契機として、教育の民主化、文化国家の建設という形で生まれました。

戦前の社会教育の反省に立ち、学校とは別の「独自の施設」で「大人になっても学べる場」として 公民館は誕生したのです。

しかも、世界人権宣言が採択された昭和 23 年 12 月 10 日よりも早い時期に、人格の尊重・相互尊重・傾聴という「人権の視点」が位置付けられていたということは、注目すべきことです。

### 公民館の機能・役割

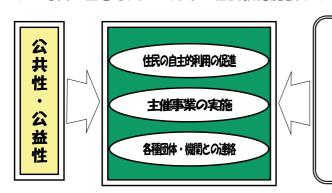
昭和22年6月に、公募によって選ばれた「公民館の歌」が発表されました。

「公民館のつどい」から、郷土を興し、 郷土にひらき、郷土に生きる、「よろこ び」「ゆかしさ」「たのしさ」が歌い上 げられています。

学習意欲に燃えた人々が多くの学習機会を求めて公民館にやってきた様子が目に浮かぶようです。

公民 明日への力 そだ 郷土に生きる た 郷土に生きる た いになごむ 文化の泉 くみ 新望を胸に 新望を胸に 本望を胸に 本望を胸に 本 館 の歌 に 美しいから つどいから つどいから 自 くみとろう 下 山 よろこびも 日晋 安らかに たたえよう なごやかに たのしさ ゆかしさも 由 0 ひとと 朝 作 作 詞

昭和 22 年 3 月、教育基本法によって法的根拠が示され、昭和 24 年 6 月、社会教育法によって立場が明確にされた公民館は、社会のニーズの変化に対応しながら、生涯学習振興の中核として発展してきました。そして、今日では、IT革命を始めとする社会構造や地域社会の大きな変革の中で、新しい時代に生きる人々のための社会教育施設として、さらなる役割が期待されています。



#### 公民館の設置及び運営に関する基準

(平成15年6月6日文部科学省告示)

- ① 地域の学習拠点としての機能の発揮
- ② 地域の家庭教育支援拠点としての機能の発揮
- ③ 奉仕活動・体験活動の推進
- ④ 学校、家庭及び地域社会との連携
- ⑤ 地域の実情を踏まえた運営

#### 公民館は、「人権教育の拠点」

昭和 42 年 7 月、全国公民館連合会は、公民館の役割についてまとめた文書を発表しました。 そこでは、公民館活動そのものが、「人権教育」として機能すべきと述べられています。

#### 公民館のあるべき姿と今日的指標

(昭和42年7月 全国公民館連合会)

#### 2. 公民館のあるべき姿

公民館は、住民の生活の必要にこたえ、教育・学術・文化の普及ならびに向上につとめ、もって地域民主化の推進に役立つことを目的とする。このためには、つぎのような理念に立たなければならない。

- ① 公民館活動の基底は、人権尊重の精神にある。
- ② 公民館活動の核心は、国民の生涯教育の態勢を確立することである。
- ③ 公民館活動の究極のねらいは、住民の自治能力の向上にある。

公民館で行われる事業として、施設の 開放(住民の自主的利用の促進)や学習 の機会提供(主催事業の実施)等があり ますが、ここで配慮したいことに、「学習 権」があります。質の高い事業を提供す ることはもちろん、「学習したいときに学 習したい人が学習できる」ための条件整

学習権宣言(昭和の年、第4回ユネスコ国際成人教育会議)

学習権とは、読み書きの権利であり、問い続け、深く考える権利であり、想像し、創造する権利であり、・・・・ (中略)・・個人的・集団的力量を発達させる権利である。

- ◆ 学習権は、人間の生存にとって不可欠な手段である。
- ◆ 学習権なくしては、人間的発達はあり得ない。
- ◆ 学習権は、基本的権利の一つである。

備や、「学習したくても学習できない人(アウトリーチ)」への対応等が考えられます。

このように、公民館は、昔から、「人権教育の拠点」として地域住民を支えてきたのです。 それでは、次に公民館で行われる「人権学習とは何か」について、詳しく考えていきましょう。

(出典:栃木県 生涯学習課

じんけん公民館ガイド 平成17年度作成資料より)